

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び柴田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第18号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び柴田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年柴田町規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(28) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(28) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

(柴田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 柴田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年柴田町規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>別表第1(第14条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 会計年度任用職員が裁判員、証</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間	(1) 会計年度任用職員が裁判員、証	(略)	<p>別表第1(第14条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 会計年度任用職員が裁判員、証</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間	(1) 会計年度任用職員が裁判員、証	(略)
事由	期間								
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証	(略)								
事由	期間								
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証	(略)								

人、鑑定人、参考人、 被害者参加人 等と して国会、裁判所、 地方公共団体の議 会その他の官公署 へ出頭するとき。		人、鑑定人、参考人 等として国会、裁判 所、地方公共団体の 議会その他の官公 署へ出頭するとき。	
(略)	(略)	(略)	(略)
(9) (略)	当該会計年度任用職 員の任用開始月及び 1週間当たりの勤務 日数又は勤務時間に 応じ、1の年の7月か ら <u>10月</u> までの期間 内における、勤務時間 が割り振られていな い日を除いて、次に定 める範囲内の期間 (表略)	(9) (略)	当該会計年度任用職 員の任用開始月及び 1週間当たりの勤務 日数又は勤務時間に 応じ、1の年の7月か ら <u>9月</u> までの期間内 における、勤務時間が 割り振られていない 日を除いて、次に定め る範囲内の期間 (表略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。